

京都市保育の実施に関する条例を廃止する条例（平成26年11月11日京都市条例第24号）（保健福祉局子育て支援部保育課）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行により児童福祉法第24条第1項が改正され，本市は児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を実施することとされるとともに，保育の実施の基準を条例で定める必要がなくなったため，京都市保育の実施に関する条例を廃止することとしました。

この条例は，子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとしました。

京都市保育の実施に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成26年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第24号

京都市保育の実施に関する条例を廃止する条例

京都市保育の実施に関する条例は、廃止する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)